

道の駅なかとさテナント施設「パン屋棟」活用提案に係る 公募型プロポーザル仕様書

1. 事業の目的

中土佐町では、町民との交流及び道路利用者の利便性の向上に供するとともに、町の豊かな自然及び食材を有効活用し、地場製品の販売、道路及び地域情報等の発信を通じて、観光、産業の振興及び雇用の場の創出を図り、中土佐町全体の活性化を目的として、道の駅なかとさ（以下「道の駅」という。）を設置している。

道の駅敷地内の「パン屋棟」（以下「当該施設」という。）が令和9年3月31日を以って退去するため、退去後の当該施設を提案者の持つノウハウによって道の駅設置目的を達成するため有効活用する。

2. 事業の概要

- （1）施設名称 道の駅なかとさテナント施設「パン屋棟」高岡郡中土佐町久礼8645番地2
- （2）賃貸借の期間 契約締結日から令和14年3月31日まで
- （3）賃貸借契約の相手方 道の駅なかとさ指定管理者（以下「指定管理者」という。）

3. 事業の内容

以下の事業について提案し履行すること。なお、事業の目的を達成するために、施設運営に係る協賛（資金または物品）の募集のほか、販売収入などの収入を得ることは妨げない。

- （1）地場産品を活用した飲食物販売スペース
中土佐町の地場産品を活用した商品および現在の既存テナント施設の商品と競合しないの商品の開発・販売を行い、産業振興及び雇用の場の創出を図る提案。
- （2）関係人口創出に資するスペース
町民だけでなく観光客など町への滞在者が立ち寄ることのできる店舗となる提案。

4. 施設及び敷地の使用料

毎月売上の5%（令和8年7月時点。今後変更となる可能性あり）

（ただし、施設使用に係る光熱水費等については、受託者が負担する。使用料納付の方法については、契約締結後、指定管理者と借受人の協議により決定する。）

5. 留意事項

- (1) 当該施設の第三者への転貸借は、これをすべて禁止する。
- (2) 町の責に帰することのできない自然的または人為的な現象などの不可抗力により当該施設の使用が困難になり損害が生じる場合においても、町に対しその賠償を請求することができないものとする。また、提案者の責めに帰する事由により町または第三者に損害を与えたときは、その損害を自己の負担により賠償すること。
- (3) 事業を開始するにあたり施設の改修が必要となる場合、町、指定管理者との協議により費用負担を決定するものとする。また、事業に必要な調理器具等の器具什器等については提案者の負担とする。
- (4) 当該施設の老朽化を原因とする修繕または改修については、町又は指定管理者がその責を負うものとし、提案者との協議により適切な対応を行う。ただし、破損・汚損など当該施設の通常利用において発生した修繕または改修については、提案者の責任により対応すること。